

- 【目次】
- 法人事業税の改正について
 - シリーズ クローズアップ vol.4 ~連結納税~
 - 労働保険・社会保険の調査
 - 応接処遇（接遇）について

2009. 10. 20 発行

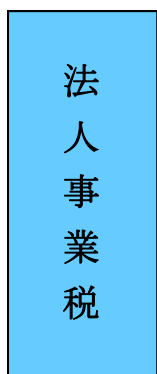
第 155 号

(初版 1997. 01)

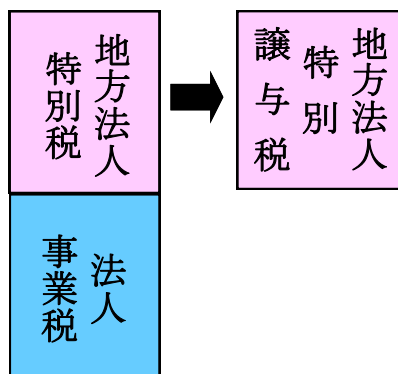
法 人 事 業 税 改 正 に つ い て

地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、**平成20年10月1日以後に開始する事業年度から**、法人事業税の一部が分離され、**地方法人特別税・地方法人特別譲与税が創設されます**。影響が出るのは、1年決算法人の場合は9月末決算（11月申告）からとなり、まさに今という事になります。そこで今回は、この制度についてご紹介いたします。

<改正前>



< 改 正 後 >



これまでの、<改正前>のように法人事業税を都道府県に納付していました。

<改正後>は、地方法人特別税（国税）と法人事業税（都道府県民税）として、まとめて都道府県に納付します。

その後、**国が地方法人特別税を人口や従業者数で捻分し、地方法人特別譲与税として地方へ再配分します**。

《 法 人 の 負 担 》

事業税の税率が引き下げられ、改正後で負担増とならないように設計されています。

《 税 額 計 算 》

<具体例>

普通一般法人(1年決算) 資本金300万 所得300万

<改正前>

法人事業税(所得割) = 300万 × 5% = 150,000円

<改正後>

法人事業税(所得割) = 300万 × 2.7% = 81,000円

地方法人特別税 = 81,000円 × 81% = 65,600円

合計 = 81,000 + 65,600 = 146,600円

※法人の種類・所得・資本金等により税率は異なります。詳しくは都道府県のHP等をご覧ください。

《 改 正 後 初 め て の 予 定 申 告 》

具体例の場合、これまでは、前事業年度の事業税額に6/12を掛けるだけでしたが、改正後は地方法人特別税も加味しなければならないため、改正後初めての予定申告では、下記のような計算式となります。

法人事業税 = 前事業年度の税額 × 3.3/12

地方法人特別税 = 前事業年度の税額 × 2.7/12

※所得割・付加価値割・資本割・収入割がある場合の法人事業税は、それぞれに3.3/12を掛けます。

《 地 方 法 人 特 別 税 の 経 理 処 理 》

これまでの事業税と同様の取扱いとなり、損金に算入されます。

連 結 納 税

連結納税制度とは

親会社・子会社の関係にある複数の企業グループを一つの企業と捉えて、企業の**所得と欠損を通算して法人税を課税する制度**です。いわゆる連結決算とは制度が全く異なります。

【連結納税と連結決算の比較】

	連結決算	連結納税
制度の趣旨・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子会社間の取引を除外し一つの企業集団として経営成績や財政状態を把握する ● 投資家に対する情報開示 ● 上場会社等は強制適用 	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ内の企業単体の申告納税によらず、連結グループの所得や欠損を通算して申告納税を行う
連結となる範囲	議決権の過半数を所有 又は 実質的な支配	親会社の100%子会社
親会社・子会社間の内部取引、債権債務、投資と資本	すべて相殺する	加味しない
主な財務諸表	連結対象企業全体の ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結剰余金計算書 ・連結キャッシュフロー計算書	連結対象企業単体の ・貸借対照表 ・損益計算書

連結納税の主なメリット

- 連結グループ内の利益・損失の通算が可能になる
- 連結グループ内の会社間の株主配当金は全額益金に算入されない
- 新規事業立上げに伴う損失が通算されるため税負担の側面ではリスクが軽減される
- 試験研究費の税額控除が連結グループで計算されるため控除可能枠が拡大される

連結納税の主なデメリット

- 親会社の決算に合わせて申告するため事務量が集中・増加する
- 連結導入前の子会社の繰越欠損金は導入時に切り捨てられる
- 導入した場合はやむを得ない事情がある場合を除き取り止めることができない
- 交際費の損金算入限度額については連結グループの交際費を合算して計算される

その他留意事項

- 親会社と子会社で決算月が異なっていたとしても、連結納税は親会社の決算に合わせて行う。
- 連結納税は「法人税」のみの制度で、消費税や地方税の申告については各単体法人において行う。
- 連結申告・納税は親会社が集約して行うが、各子会社は連結申告のために必要な会計資料等を親会社に提出するとともに、税務当局に「連結法人税の個別帰属額等の届出」を作成して提出し、納税は親会社に対して行う。

労働保険・社会保険の

調査

今回は労働基準監督署、社会保険事務所、公共職業安定所が行なう代表定期的調査の概要をご紹介します。

労働基準監督署の調査

労働基準監督署の調査は労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・労働保険徴収法等に違反していないかを確認するために行われます。

例えば・・・

- ・時間外、休日労働に関する協定届けが提出されているか？
- ・法定労働時間を超えて労働させていないか？
- ・残業代の未払い、割増率、管理職の扱いは適正か？
- ・雇入時、定期の健康診断、作業環境等に問題はないか？

等が調査されます。



社会保険事務所の調査

社会保険事務所の調査は社会保険に関する手続きに問題がないかを確認するために行われます。

例えば・・・

- ・社会保険に加入すべき人が適正に加入しているか？
- ・加入すべき時期に適正に加入しているか？
- ・加入すべき等級で適正に加入しているか？
- ・定時決定、随時改定の手続きが正しくされているか？
- ・賞与支払届の提出漏れはないか？

等が調査されます。



公共職業安定所の調査

公共職業安定所の調査は雇用保険法・労働保険徴収法等に違反していないかを確認するために行われます。

例えば・・・

- ・雇用保険に加入すべき人が適正に加入しているか？
- ・加入すべき時期に適正に加入しているか？
- ・労働保険料は適正に納められているか？

等が調査されます。



調査に必要な資料

- ・賃金台帳
 - ・出勤簿
 - ・労働者名簿
 - ・源泉徴収簿
 - ・雇用保険手続き書類
 - ・社会保険手続き書
- 等です。



最後に

調査はいつ実施されるのかわからないので、調査の通知があつてから慌てることのない様、日頃から適正な労務管理を心がけましょう。

【お知らせ】

平成21年10月から出産育児一時金の支給額が38万円から42万円に引き上げられました。
(産科医療補償制度に加入している病院で出産した場合。)

応接処遇 (接遇)

普段私たちがよく耳にする“接遇”とは、“応接処遇”の略語。挨拶・身だしなみ・表情・態度・言葉遣いという社会人にとって大切な5原則のことです。社会人にとって上司や同僚、お客様とのコミュニケーションは非常に重要ですが、皆様は正しい「応接処遇」出来ていますか？今回はこの中で、日常ぜひ心掛けて欲しいポイントをご紹介します。

誘導時のビジネスマナー

廊下で…応接室などに案内する場合、押し開きのドアなら自分（誘導者）が先に入ります。そして、体の向きを変えて「どうぞ」と中に招き入れましょう。反対に手前開きであれば、来客を先に通しましょう。

エレベーターで…基本的には来客が先に乗る、先に降ります。ただ「開」ボタンを押す必要があるときは自分（先導者）が先に乗ってから来客を迎え入れましょう。

階段で…上りの階段では来客の後ろにまわって、下りは先に立って誘導しましょう。来客を見下ろす位置になってはいけません。

名刺交換のビジネスマナー

両者同時に差し出したとき…右手に自分の名刺を持ち、左手を使って相手の名刺の左端を持ちましょう。そして、相手が自分の名刺を取るのを待って、空いた右手を添えて相手の名刺を受け取りましょう。また、目下のほうから名乗るのがビジネスマナーです。

以外と難しいビジネスマナー

上司の呼び方

- ・ 1対1の場合：部長
- ・ 他部署の上司も同席の場合： ○○部長
- ・ 上司を知っている取引先に対して呼ぶ場合： ○○は
- ・ 上司の肩書きを取引先に示したい場合： 部長の○○
または 私共の部長の○○
- ・ 上司の身内に対して呼ぶ場合： ○○部長

編集後記

朝晩の冷え込みが厳しくなり、秋の訪れを感じるのと同時に、再びインフルエンザが心配な季節になってきました。外出先からウイルスを持ち込まないよう、また、ウイルスを外出先に持ち込むことのないよう、手洗いうがいと体調管理を徹底したいと思います。(中谷)

メールでのビジネスマナー

大事なメールを削除してしまった…もしメールを誤って削除してしまっても、まずは落ち着いてメールフォルダの“削除済みアイテム”の中を見てみましょう。大抵はメールがそこに入っています。

そこを探しても無い場合は、すぐ送信者に電話をし、削除してしまったことをお詫びして再送信して下さいようお願いしてください。

※「誤って削除してしまった」と正直に伝えられない場合、「メーラーの不調により、受信したメールがすべて消えてしまいました」「パソコンのシステムエラーにより、データがすべて消えてしまいました」など、自分自身の手違いによるものではないことをハッキリ伝えておきましょう。これもビジネスマナーです。

違う人に送信してしまった…送信直後に気づき、もう一度メールで、間違って送信してしまったことをお詫びする人が多いかと思います。**実は…**それ、間違った対処法だということ知っていましたか？というのは、謝罪はそもそも直接相手に会って、そうでなければ電話ですべきものです。メールを再送信して謝るのは、**ビジネスマナーに反しています**。すぐにお詫びのメールを送信した（する）場合も、それだけでは終わらせずに必ず電話をかけて**直接謝罪**しましょう。

いかがでしょうか。お役に立てる情報はありましたか？弊社では常に“応接処遇”を心がけながらお客様と接しております。元気に挨拶をすることも立派な応接処遇です。皆様も日頃の挨拶から「応接処遇」を見直されてみてはいかがでしょうか。

月刊グローバル 2009年11号

2009年10月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エヌエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合
エスバイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。